



「国際カフェテイスタリング競技会 2026」実施規則

第1条) 登録に関する問い合わせ先

・すべての国（日本、韓国、中国を除く）所在の企業：

IIAC - International Institute of Coffee Tasters

c/o Good Senses S.r.l. - Galleria Veneto 9, 25128 Brescia (Italy) Tel: +39-030-381558

www.coffeetasters.org

Contact: info@internationalcoffeetasting.com

・日本国籍企業：

一般社団法人 国際カフェテイスタリング協会ー日本

〒106-0045 東京都港区麻布十番1-5-29-205

Tel:03-5411-6619 Fax:03-6438-9990

www.coffeetasters.jp

連絡先：桃井祐美子

Email:info@coffeetasters.jp

・韓国国籍企業：

Iiac Korea

Winners Building # 301. 175-2 Jamsil - dong, Songpa-gu, Seoul (Korea)

Tel: +82-2-423-1272 www.coffeetasters.co.kr

Contact: jun1107.lee@gmail.com

第2条) 金賞セッション申込手続き

日本からは、イタリアでの金賞セッション（9月9日・10日開催）に参加

申込期限：2026年7月23日（木）までに以下手続きにより申込み

1. 「申込書」の提出 ※IIAC-JAPANのHPより「申込書」（エクセルデータ）をダウンロード
（※ダウンロードがうまくできない場合は、メールにてお送りしますのでお問い合わせください。）
必要事項を入力の上、以下①②を提出（必ず両方必要になります）
 - ① エクセルデータ「申込書」（*署名無し）をメールにて提出（宛先：info@coffeetasters.jp）
 - ② ①の「申込書」の各ページにご署名の上、PDF ファイルにてメールで提出（宛先：info@coffeetasters.jp）またはFAX（03-6438-9990）または郵送にて提出
2. 出品料の協会への振込み（申込と同時に以下お振込下さい）
 - a. 88,000 円（税込）／1 サンプル ※1または2サンプル出品する場合
 - b. 82,500 円（税込）／1 サンプル ※3または4サンプル出品する場合
 - c. 77,000 円（税込）／1 サンプル ※5～7サンプル出品する場合
 - d. 71,500 円（税込）／1 サンプル ※8～10サンプル出品する場合



- ※ 費用に含まれるもの：出品費用、イタリアへの豆送料、通関・関税等費用、海外送金手数料、対イタリアとのやり取り等を含む事務手続き費用
- ※ 振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

振込み口座情報

三菱UFJ銀行 六本木支店 (045) 普通預金 0433540
一般社団法人 国際カフェテイasting協会-日本

■出品に関して

各出品サンプルは、同一ロットで実際に市場で販売しているパッケージにて以下いずれかの数を送ること。

- ・一般販売用 250g：4 パック
- ・一般販売用 500g：2 パック
- ・一般販売用 1kg：2 パック
- ・一般販売用 ポッド：40 個

送付期限：2026年7月31日（金）

送付先：「〒106-0045 東京都港区麻布十番 1-5-29-205

一般社団法人 国際カフェテイasting協会-日本」宛

※送料は、参加企業様ご負担でお願いします。

※送付期限までに協会に届かない場合は、ご自身の負担・手配にてイタリアへ送付頂きます。尚、その際は出品料に含まれているイタリアへの送料相当分のご返金は致しません。

※イタリア送付は航空便のため、空気圧の変化がありますのでパッケージングにはご注意ください。

※組織委員会から指示があった場合、追加資料を提出すること。

組織委員会は、独自に比較分析および確認分析を実施する権利を有する。

第3条) プラチナセッション申込手続き

プラチナセッションに参加する資格を得て、申込するには

1. 出品料の協会への振込み：1 サンプルに対して 300 ユーロの円換算+IICAC-JAPAN 事務手数料 11,000 円（税込）の合計額を、IICAC-JAPAN へお振込みください。

※振込手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

※費用に含まれるもの：出品費用、海外送金手数料、対イタリアとのやり取り等を含む事務手続き費用

2. 各出品サンプルの送付：出品豆サンプルのイタリアへの送付は参加企業様にてお手配願います。

各出品サンプルは、同一ロットで実際に販売しているパッケージにて以下いずれかの数を指定の住所へ送ること。



- ・一般販売用 250g : 4 パック
- ・一般販売用 500g : 2 パック
- ・一般販売用 1kg : 2 パック
- ・一般販売用 ポッド : 40 個

配送手続きの際には、「サンプル (Sample) 非販売」 “Sample not intended for sale, sent for technical tests” と明確に印すこと。

また、参加企業がサンプルの輸送費用、通関・関税、その他付帯費用を負担すること。

組織委員会から指示があった場合、追加資料を提出すること。

組織委員会は、独自に比較分析および確認分析を実施する権利を有する。

第4条) サンプルの受領および責任の制限

出品サンプルは受取り次第、適切な施設にて室温で保管するものとする。

競技会運営組織は、サンプルの納期遅延（指定日までに届かない場合）、輸送中のサンプルの全損または一部破損・紛失、通関におけるトラブル、サンプルの保管状態に関する問題、に関して一切の責任を負わないものとする。

第5条) 金賞およびプラチナ賞ロゴの使用条件および維持

金賞およびプラチナ賞を受賞した企業は、該当する国内法および以下の条件のもとでロゴを無償で使用する権利を有する。

- 受賞ロゴは必ず、受賞製品に対してのみ限定的に使用し、消費者に誤解を与えるおそれのある、いかなる形式または使用方法も避けること。

受賞企業は、第三者向けに製造された製品においてロゴを表示することができる。ただし、競技会運営組織に通知し、かつ当該第三者向け製造製品のパッケージ上に製造者として受賞企業名が表示されている場合に限る。

また、受賞企業は、競技会運営組織へ通知を行い、かつ受賞製品の名称を明示することを条件として、競技会カテゴリーの対象外である派生製品（例：コーヒードリンク）にロゴを表示することができる。

- 競技会に出品されたサンプルと同じ知覚的特性（競技会中に審査員によって記録された知覚プロファイル）を受賞製品が維持できるよう、生産段階においてあらゆる予防措置を講じなければならない。
- 本規則で求められるいかなる品質管理にも合格すること。
- ロゴは、競技会運営組織が提供する指定のグラフィック形式を使用し、常に受賞年が明確に読み取れるように表示し、いかなるグラフィックの改変も行ってはならない。

第6条) 品質管理

競技会運営組織は、金賞およびプラチナ賞受賞製品に対して、以下の方法により無作為の検査を実施することができる：

- 自社の代理人による場合を含め、企業の工場または本社における検査およびサンプリング



- 知覚・官能特性の適合性確認を目的とした製品の送付要請（費用は企業負担）

第1の品質管理に関する費用は、本規則第2条に定める料金に従い、企業側の負担とする。

第7条) 金賞およびプラチナ賞受賞製品の知覚的（官能的）適合性の検証

品質管理の対象となった製品の知覚的（官能的）適合性を検証するため、当該製品に対して一般規約第7条に定める方法に従って知覚プロファイリング（官能分析）を実施し、その結果を金賞またはプラチナ賞を受賞した製品のプロファイルと比較する。

製品が「適合」と判定されるためには、以下の2つの条件をいずれも満たす必要がある：

1. 品質管理の対象となった製品サンプルの中央値と、当初の金賞またはプラチナ賞受賞製品の中央値との絶対値での差が、記述子（評価項目）の少なくとも80%において1ポイント以内であること。
2. 品質管理の対象となった製品サンプルの「渋み (Astringency)」および「悪臭の総合的ボリューム (Global Negative Odors)」の記述子における中央値と、当初の金賞またはプラチナ賞受賞製品の中央値との絶対値での差が、いずれの場合も1ポイントを超えないこと

第8条) 知覚的（官能的）非適合が確認された場合の対応

品質管理の対象となった製品が非適合と判断された場合、受賞企業は以下のいずれかを選択することができる：

- 結果の通知から3か月以内に、費用条件について合意のうえ再評価を受けることにより、金賞またはプラチナ賞のロゴの使用を継続する。
- 競技会運営組織と合意した期間内（いずれにしても最長3か月）にロゴの使用を停止する。

2回目の品質管理においても非適合となった場合、当該製品に対する金賞またはプラチナ賞ロゴの使用は停止されるものとする。使用の再開には、受賞企業の任意の申請により、新たな品質管理を受ける必要がある（費用条件は別途合意の上）

第9条) 金賞またはプラチナ賞のロゴ使用停止の未履行に対する措置

使用停止が求められているにもかかわらず、金賞またはプラチナ賞のロゴの使用停止を怠った場合、それは本規則の違反となり、違反状態が終了するまで毎月につき500ユーロの罰金を企業は支払うものとする。

第10条) 管轄裁判所および規則の改訂

本規則および一般規約の解釈、履行および適用にはイタリアの法律が適用される。いかなる紛争についても、ブレシア裁判所（イタリア）が専属的な管轄権を有するものとする。

本規則は、所轄官庁の明示的な要請または国際カフェイステイキング競技会運営組織が認めた必要性に基づき変更される場合がある。